

武道館使用料

令和7年2月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています

時間区分					①	②	③	④	
使用区分					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
武道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校	第1道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円	
				第2道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円	
				第3道場	490円	660円	1,210円	2,310円	
				第4道場	990円	1,320円	2,420円	4,620円	
				第5道場	490円	660円	820円	1,920円	
			学校以外	第1道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第2道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第3道場	990円	1,320円	1,650円	3,850円	
				第4道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第5道場	990円	1,320円	1,320円	3,520円	
		スポーツ以外の目的で使用する場合	第1道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
			第2道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
			第3道場	4,400円	6,600円	9,350円	18,700円		
			第4道場	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円		
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	第1道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第2道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第3道場	990円	1,320円	1,650円	3,850円	
				第4道場	1,980円	2,640円	3,300円	7,700円	
				第5道場	990円	1,320円	1,320円	3,520円	
			学校以外	第1道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
				第2道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
				第3道場	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円	
				第4道場	4,400円	6,600円	8,800円	19,800円	
				第5道場	2,200円	3,300円	3,520円	9,020円	
		スポーツ以外の目的で使用する場合	第1道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		
			第2道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		
			第3道場	14,300円	18,700円	24,750円	55,000円		
			第4道場	28,600円	37,400円	49,500円	110,000円		
		一般公開日における個人の使用の場合		中学生以下		110円	110円	110円	
				高校生及び一般		220円	220円	220円	
会議室	研修室			550円	660円	770円	1,980円		
	会議室			330円	440円	550円	1,320円		

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 2 武道館の一部を使用する場合において、その使用面積が武道館の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間に乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 5 使用の準備又は原状回復のために武道館を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に第1道場、第2道場及び第4道場にあつては440円を、第3道場にあつては220円を、第5道場にあつては110円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 7 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に研修室にあつては220円を、会議室にあつては160円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 8 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 9 市外の者が武道場を使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、電灯使用料及び冷暖房使用料は、この限りでない。

※ 施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。
詳細は施設までお尋ねください。

※ 第1道場は柔道、第2道場は剣道、第3道場は空手、第4道場は弓道、
第5道場は相撲の道場となります。その他の競技での使用については、
施設までお尋ねください。